

合併協議会だより

発行・編集／相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会、相模原・津久井地域合併協議会、相模原市・藤野町合併協議会
〒229-0036 神奈川県相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階 ☎042-769-8206

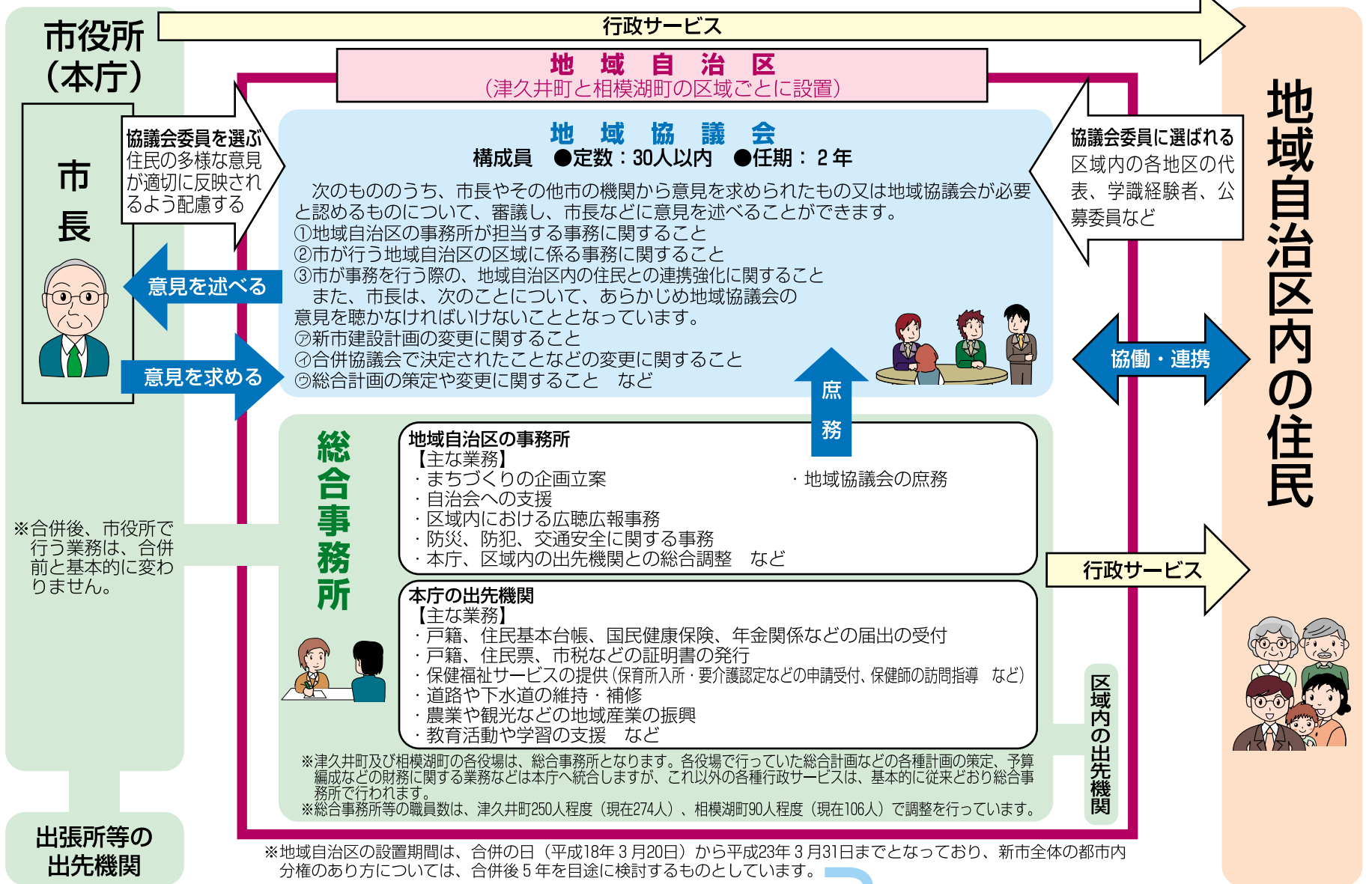
合同発行

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会 津久井町と相模湖町の区域に地域自治区が設置されます

平成18年3月20日の相模原市、津久井町及び相模湖町の1市2町による合併に伴い、二つの町では議員の数が大幅に減ることなどから、『住民の声が行政に届きにくくなるのでは?』などの心配の声がありました。そこで、2町の区域の住民の声を行政に反映しやすくすることなどを目的として、「地域自治区」を設置することとしました。
また、現在の津久井町及び相模湖町の各役場は、「総合事務所」となります。今回は、この「地域自治区」と「総合事務所」の概要についてお知らせします。

地域自治区とは?
地域自治区は、これまでの津久井町、相模湖町の文化や歴史などの特色を活かし、新市における一体的なまちづくりを円滑に進めるために、1市2町の協議により、合併後、概ね5年間について津久井町、相模湖町の区域を単位に設置します。
また、まちづくりに関する住民代表の組織として各地区の代表、学識経験者、公募委員などを構成員とする「地域協議会」を設置します。

市役所・総合事務所と地域自治区のイメージ



合併に伴い住所の表示が次のようになります
津久井町と相模湖町は、「津久井郡」の部分が「相模原市」に、「まち」と読んでいた部分が「ちょう」という読み方になります。

相模原市	現在と変わりません。
津久井町	(現在) 津久井郡津久井町中野 番地 → (合併後) 相模原市津久井町中野 番地
相模湖町	(現在) 津久井郡相模湖町与瀬 番地 → (合併後) 相模原市相模湖町与瀬 番地

相模原市では
相模原市では、都市規模の拡大による分権の必要性や市民と行政とのパートナーシップによるまちづくり等を背景として、政策研究を担当する部署である「さがみはら都市みらい研究所」が、平成15～16年度の2年間にわたり市内の都市内分権を想定した研究に市民の皆様とともに取り組みました。その結果、「地域課題を地域が主体的に解決できるよう、団体や市民が連携して事業を計画し、実施する仕組みづくり」、「身近なところで行政サービスを提供できる行政体制の仕組みづくり」を「都市内分権に関する研究」としてまとめました。
今後は、この研究を踏まえて、都市内分権を進めるために、市役所内に検討組織を設けるほか、地域において市民一人ひとりが身近な環境美化や安全・安心、地域福祉などの課題に取り組み、より豊かなコミュニティを創造するため、「地域を考える場」を設け、協働して解決する「地域パートナーシップモデル事業」を実施していく予定です。
また、津久井町及び相模湖町に設置する地域自治区も、都市内分権のあり方の一つと考えられることから、両地区の地域自治区の実践も参考にしながら、5年を目途に、新市全体の都市内分権のあり方などの検討を市民の皆様とともに進めていく予定としています。

- 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会**
津久井町と相模湖町の区域に地域自治区が設置されます・・・1面
- 相模原・津久井地域合併協議会 (相模原市・城山町 津久井町・相模湖町)**
住民発議に伴い設置した合併協議会の協議状況の公表について・・・2面
- 相模原市・藤野町合併協議会**
第4回相模原市・藤野町合併協議会開催のお知らせ・・・2面